

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 70907000

ジルゲロス

【形状・構造及び原理等】

[形状・構造]

ワックス成分に研磨砥粒を分散させた、固形状の研磨コンパウンドである。

[成分]

ダイヤモンド、酸化アルミニウム、サラシミツロウ、パラフィン、その他

【使用目的又は効果】

補綴装置の研磨に用いる。

<推奨研磨対象>

ジルコニア等のセラミックス材料

【使用方法等】

[本材と併用する材料]

本材と併用する材料は、以下のような歯科用研磨器材である。

- 1) 研磨用ブラシ（例えば、販売名「松風ピボットブラシ」）
- 2) 研磨用フェルト（例えば、販売名「松風フェルトホイール」）

[使用方法]

- 1) 補綴装置の形態修正及び中仕上げ研磨が終了後、本材を用いて最終仕上げ研磨を行います。
- 2) 歯科用電気エンジンやマイクロモーター等に装着した研磨用ブラシや研磨用フェルト等に本材を付着させた後、補綴装置の研磨を行います。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- 1) 高速回転で使用するとペーストが飛び散る恐れがあるので、最高許容回転速度以下で使用する。
- 2) 併用材料が本材の最高許容回転速度を下回る場合、併用材料の最高許容回転速度を遵守すること。
- 3) 本材を研磨用ブラシや研磨用フェルトに付着させる時、容器から本材が飛び散る恐れがあるので、強く押し付けないこと。
- 4) 研磨後、本材の付着物は、スチームクリーナー等で洗い流すこと。
- 5) 使用後は必ず蓋を閉めること。

【使用上の注意】

[重要な基本的注意]

- 1) 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

最高許容回転速度
10,000min ⁻¹

- 2) 本材を使用して研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 3) 本材を使用して研磨する際には、目の損傷を防ぐために保護眼鏡等を使用すること。
- 4) 本材の使用は口腔外に限定すること。
- 5) 誤って本材が皮膚や眼に付着した場合は、流水等できれいに洗い流すこと。

[その他の注意]

- 1) 本材は表面に気泡がみられることがありますが、品質上問題はありません。
- 2) 湿気等により変色する場合がありますが、品質上問題はありません。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・本材は、高温、多湿、直射日光、火気等を避けて、室温（1～30℃）で保管すること。
- ・本材は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

[有効期間]

本材の使用期限は包装に記載のとおり。

[当社データによる]

※(例)  YYYY-MM-DD は→使用期限 YYYY 年 MM 月 DD 日を示す)

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町 11
電話番号 075-561-1112